

## 第2回

# 「岩手県震災復興のための住宅モデルプラン」

## 公募要領

平成26年1月20日

岩手県県土整備部建築住宅課

岩手県地域型復興住宅推進協議会

岩手県居住支援協議会

# 目 次

1	趣旨	2
2	実施概要	3
	(1) 募集部門	
	(2) 主催	
	(3) 募集周知方法	
	(4) スケジュール	
	(5) その他	
3	小規模災害公営住宅部門（追加募集）	4
	(1) 基本要件	
	(2) モデルプランの要件	
	(3) 応募要件	
	(4) 要求図書等	
	(5) 審査・公表方法	
4	地域優良賃貸住宅部門（追加募集）	5
	(1) 基本要件	
	(2) モデルプランの要件	
	(3) 応募要件	
	(4) 要求図書等	
	(5) 審査・公表方法	
5	低廉戸建住宅部門（追加募集）	6
	(1) 基本要件	
	(2) モデルプランの要件	
	(3) 応募要件	
	(4) 要求図書等	
	(5) 審査・公表方法	
6	岩手県地域型復興住宅部門（追加募集）	7
	(1) 基本要件	
	(2) モデルプランの要件	
	(3) 応募要件	
	(4) 要求図書等	
	(5) 審査・公表方法	
7	いわて伝統住宅部門（新規募集）	8
	(1) 基本要件	
	(2) モデルプランの要件	
	(3) 応募要件	
	(4) 要求図書等	
	(5) 審査・公表方法	

## 第2回岩手県震災復興のための住宅モデルプラン公募実施要領

### 1 趣旨

この要領は、東日本大震災及び津波からの住宅復興に係る被災者への情報提供を目的として民間事業者から住宅タイプ別にモデルプランを公募するにあたり、その手続き等を定めるものである。当該モデルプランは県から被災者への情報提供に資するほか、応募した事業者各自の営業活動にも活用することで、被災地の住宅再建促進を図ることを目的としている。

第1回公募では小規模災害公営住宅・地域優良賃貸住宅・低廉戸建住宅・岩手県地域型復興住宅の4部門で募集を行ったが、今回は当該4部門への追加応募を募るとともに、既往のモデルプランについて必要な改訂を施すこととする。

併せて、全県的な伝統性・地域性の消失に抗するため、現在残る古民家を活用・再生した実例や、伝統工法等を現在の住宅に活用する計画設計を募集し、地域の伝統性を取り入れたい県民への情報提供に資する事例集を提供することを企図している。

## 2 実施概要

### (1) 募集部門

部門名	説明	募集区分	応募要件	公表方法
小規模災害公営住宅部門	買取等に資する低層・少戸数の災害公営住宅	追加及び改訂	概ね無し	市町村への情報提供等
地域優良賃貸住宅部門	民間建設による賃貸住宅、準耐火以上の共同建て等	追加及び改訂	概ね無し	県ホームページ、パンフレット等
低廉戸建住宅部門	ユニット化等による比較的低廉な戸建住宅	追加及び改訂	概ね無し	県ホームページ、パンフレット等
岩手県地域型復興住宅部門	生産者グループによる長期優良住宅	追加及び改訂	岩手県地域型復興住宅生産者グループ	岩手県地域型復興住宅リーフレット等
いわて伝統住宅部門	いわての伝統的な住文化要素を取り入れた住宅	新規	概ね無し	県ホームページ、パンフレット等

### (2) 主催

岩手県、岩手県地域型復興住宅推進協議会、岩手県居住支援協議会

### (3) 募集周知方法

主催者の各ホームページ掲載、報道機関への周知及び生産者グループや主な住宅供給事業者への文書送付等による。

なお、既往のモデルプラン改訂については、個別に応募事業者への照会を行う。

### (4) スケジュール

	H26/2月	3月	4月	5月
主催者	開催要領検討 公募開始	3/14(金) 公募〆切	審査 冊子印刷	公表
事業者	設計検討			営業活動

### (5) その他

この要領に定めのない事項は、主催者及び事業者において別途協議するものとする。

### 3 小規模災害公営住宅部門（追加募集）

#### （1）基本要件

災害公営住宅は県及び市町村による直接建設のほか、迅速かつ大量の供給を要するため様々な手法を検討しているところであるが、地域のニーズによって小規模戸数の整備が必要となった場合に対応可能なプランの提案を募るもの。

#### （2）モデルプランの要件

- ①建て方：長屋建てまたは戸建とする。
- ②構造・階数：任意（1～2階程度）とする。
- ③面積：1戸当たり 50 m<sup>2</sup>（2DK）～65 m<sup>2</sup>（3DK）程度とする。
- ④性能：県が定める「災害公営住宅の整備に関する方針」に準拠すること。
- ⑤概算工事費：1戸当たり 1,000 万円程度とし、具体的に参考金額を示すこと（消費税は8%で加算）。

#### （3）応募要件

- ①原則として、岩手県内に本店または営業所を存すること（設置予定である場合を含む）。
- ②過去1年に建築基準法、建築士法、建設業法等による処分を受けていないこと。
- ③暴力団又は暴力団と密接な関係にないこと。
- ④その他主催者が不相当と認めるものでないこと（公表後に応募要件を満たさないことが発覚した場合は、公表を取り消すことがある）。

#### （4）要求図書等

- ①当部門用モデルプラン提案書（A4版指定書式）1枚に、プランの概要、概算工事費、図面等を記載したもの。
- ②仕上表（A3版、様式任意）。

#### （5）審査・公表方法

- ①追加応募されたモデルプランは、建築・住宅関係有識者5名以上により組織する検討委員会により審査を行う。（既往モデルプランの改訂は、この限りでない。）
- ②検討委員会は、上記募集要件に合致していることを確認する。
- ③審査の結果、公表することとしたモデルプランは市町村への情報提供等を行い、災害公営住宅を整備する自治体で情報を共有する。
- ④応募者は、応募作品の公表に同意するものとする。
- ⑤上記審査は災害公営住宅整備事業として採用を決定するものではなく、災害公営住宅として採用する場合は、県または市町村と事業者は別途協議を行うものとする。

## 4 地域優良賃貸住宅部門（追加募集）

### （1）基本要件

民間事業者が建設する地域優良賃貸住宅に補助する「岩手県地域優良賃貸住宅供給促進事業」を推進するため、具体的なモデルプラン及びコストシミュレーションを募るもの。

### （2）モデルプランの要件

- ①建て方：共同建てまたは長屋建てとする。
- ②構造・階数：任意だが、耐火または準耐火構造とする。
- ③面積：1戸当たり25㎡（台所等共用の場合18㎡）以上とする。
- ④性能：「岩手県地域優良賃貸住宅供給促進事業制度要綱」等に準拠すること。
- ⑤概算工事費：1戸当たり1,000万円程度とし、具体的に参考金額を示すこと（消費税は8%で加算）。

### （3）応募要件

- ①原則として、岩手県内に本店または営業所を存すること（設置予定である場合を含む）。
- ②過去1年に建築基準法、建築士法、建設業法等による処分を受けていないこと。
- ③暴力団または暴力団と密接な関係にないこと。
- ④その他主催者が不相当と認めるものでないこと（公表後に応募要件を満たさないことが発覚した場合は、公表を取り消すことがある）。

### （4）要求図書等

- ①当部門用モデルプラン提案書（A4版指定書式）1枚に、プランの概要、概算工事費、図面等を記載したもの。
- ②仕上表（A3版、様式任意）。

### （5）審査・公表方法

- ①追加応募されたモデルプランは、建築・住宅関係有識者5名以上により組織する検討委員会により審査を行う。（既往モデルプランの改訂は、この限りでない。）
- ②検討委員会は、上記募集要件に合致していることを確認する。
- ③審査の結果、公表することとしたモデルプランは県ホームページ等で公開する等普及を図るとともに、公表を事業者に通知する。
- ④応募者は、応募作品の公表に同意するものとする。

## 5 低廉戸建住宅部門（追加募集）

### （1）基本要件

被災者の選択の幅を広げるため、工法の工夫等により、必要最低限な性能を有し大幅に廉価な戸建住宅建設が想定し得ることから、こうしたモデルの提案を募るものである。

### （2）モデルプラン要件

- ①建て方：戸建とする。
- ②構造・階数：任意とする。
- ③面積：最低居住面積水準（単身用 25 m<sup>2</sup>、2人用 30 m<sup>2</sup>、4人用 50 m<sup>2</sup>）以上とする。
- ④性能：関係法令に準拠し、材料の規格化や構法の工夫等によりできるだけコスト削減すること。
- ⑤概算工事費：1戸当たり 1,000 万円程度以下とし、具体的に参考金額を示すこと（消費税は 8% で加算）。

### （3）応募要件

- ①原則として、岩手県内に本店または営業所を存すること（設置予定である場合を含む）。
- ②過去 1 年に建築基準法、建築士法、建設業法等による処分を受けていないこと。
- ③暴力団または暴力団と密接な関係でないこと。
- ④その他主催者が不相当と認めるものでないこと（公表後に応募要件を満たさないことが発覚した場合は、公表を取り消すことがある）。

### （4）要求図書等

- ①当部門用モデルプラン提案書（A 4 版指定書式）1 枚に、プランの概要、概算工事費、図面等を記載したもの。
- ②仕上表（A 3 版、様式任意）。

### （5）審査・公表方法

- ①追加応募されたモデルプランは、建築・住宅関係有識者 5 名以上により組織する検討委員会により審査を行う。（既往モデルプランの改訂は、この限りでない。）
- ②検討委員会は、上記募集要件に合致していることを確認する。
- ③審査の結果、公表することとしたモデルプランは県ホームページ等で公開する等普及を図るとともに、公表を事業者に通知する。
- ④応募者は、応募作品の公表に同意するものとする。

## 6 岩手県地域型復興住宅部門（追加募集）

### （1）基本要件

岩手県地域型復興住宅のモデルプランを地域型復興住宅リーフレットに掲載すること等により、被災者への復興住宅の情報提供並びに地域住宅生産者グループのPR活動に資するとともに、住宅再建及び地域の住宅生産者による岩手県にふさわしい良質な木造長期優良住宅の供給促進を目指すもの。

### （2）モデルプラン要件

- ①建て方：戸建または長屋建てとする。
- ②構造・階数：木造（軸組以外も可）とする。
- ③面積：55 m<sup>2</sup>以上、ただし1の階の床面積は40 m<sup>2</sup>以上（階段部分を除く）とする。
- ④性能：長期優良住宅の要件を備え、「地域型復興住宅設計・生産システムガイドライン」に準拠すること。（適合を厳密に求めるものではなく、ガイドラインの趣旨を参考にふさわしい提案がなされていればよい。）
- ⑤概算工事費：2,000万円程度以下とし、具体的に参考金額を示すこと（消費税は8%で加算）。

### （3）応募要件

岩手県地域型復興住宅推進協議会の地域住宅生産者グループ（今後新規に地域住宅生産者グループに登録可能なグループを含む）。

※地域住宅生産者グループの要件等、新規登録を希望する場合の詳細は  
岩手県地域型復興住宅推進協議会事務局  
（（一社）岩手県建築士事務所協会 TEL019-651-0781）まで問合せのこと。

### （4）要求図書等

- ①当部門用モデルプラン提案書（A4版指定書式）1枚に、プランの概要、概算工事費、図面等を記載したもの。
- ②仕上表（A3版、様式任意）。

### （5）審査・公表方法

- ①追加応募されたモデルプランは、建築・住宅関係有識者5名以上により組織する検討委員会により審査を行う。（既往モデルプランの改訂は、この限りでない。）
- ②検討委員会は、上記募集要件に合致していることを確認する。
- ③審査の結果、公表することとしたモデルプランは地域型復興住宅リーフレットに掲載等を行うとともに、公表を事業者に通知する。
- ④応募者は、応募作品の公表に同意するものとする。



## 7 いわて伝統住宅部門（新規募集）

### （1）基本要件

いわての伝統的な住文化要素<sup>\*</sup>を取り入れた設計であること（設計事例も過去5年程度まで可。部分的提案（居間のみ、開口部のみ等）も可）。

#### ※いわての伝統的な住文化要素とは

ここでは、学術的な分析にこだわらず、県内各地域にある程度共通して認められる外観・空間・構造・材料・造作的特徴を想定しており、例として以下のようなキーワードが挙げられるが、列挙していないものでも可とする（いわての地域性と明らかにかい離しているものは審査対象外となる）。

外観的特徴（例・南部の曲り家、せがい造り等）

間取りや空間（例・田の字座敷、とおりにわ（土間）等）

構造（例・小屋組あらかし、2階床組あらかし等）

内外装、材料（例・草葺屋根、瓦屋根、気仙杉、漆喰、板壁等）

外構（例・イグネ（屋敷林）、散居集落、石垣等）

生産体制（例・気仙大工等）

### （2）モデルプラン要件

①建て方：戸建又は長屋を基本とする。

②構造・階数：任意とするが、木造が望ましい。

③面積：最低居住面積水準（単身用 25 m<sup>2</sup>、2人用 30 m<sup>2</sup>、4人用 50 m<sup>2</sup>）以上とする。

④性能：建築基準関係法令に準拠し、通常戸建住宅に備えるべき設備等を有すること。（部分的提案の場合を除く。）

⑤概算工事費：全棟分の場合おおむね 2,000 万円程度とし、具体的に参考金額を示すこと（消費税は8%で加算）。

### （3）応募要件

①原則として、岩手県内に本店または営業所を存すること（設置予定である場合を含む）。

②過去1年に、建築基準法、建築士法、建設業法等による処分を受けていないこと。

③暴力団又は暴力団と密接な関係にないこと。

④その他主催者が不適当と認めるものでないこと（公表後に応募要件を満たさないことが発覚した場合は、公表を取り消すことがある）。

#### (4) 要求図書等

- ①当部門用モデルプラン提案書（A 4 版指定書式）1 枚に、プランの概要、取り入れた伝統的要素、概算工事費（部分的提案の場合は当該部分の工事費）、図面等（平面図・立面図・パース・写真等）を記載したもの。
- ②仕上表（A 3 版、様式任意）。
- ③同意書（実例の場合のみ、当該住宅所有者に了承を得ていることを示す指定書式）。

#### (5) 審査・公表方法

- ①応募されたモデルプランは、建築・住宅関係有識者 5 名以上により組織する検討委員会により審査を行う。
- ②検討委員会は、上記募集要件に合致していることを確認する。
- ③審査の結果、公表することとしたモデルプランは県ホームページ等で公開する等普及を図るとともに、公表を事業者に通知する。
- ④応募者は、応募作品の公表に同意するものとする。